

釧路圏域地域保健・職域保健連携推進連絡会設置要領

（設置）

第1条 北海道健康増進計画釧路圏域健康づくり事業行動計画に基づき、健康寿命を延ばし、生活の質の向上を図るため、地域保健と職域保健が連携し、生活習慣やメンタルヘルス等圏域の健康課題の解決に向けた共同の取り組みや生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制の整備を推進することを目的として「釧路圏域地域保健・職域保健連携推進連絡会」（以下「推進連絡会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 この推進連絡会は、次の事項について協議するものとする。

- （1） 地域の健康課題を明確にし、共有すること。
- （2） 健康課題解決に向けた実践活動を共同で実施すること。
- （3） 保健事業の企画・運営に関すること。
- （4） 北海道健康増進計画釧路圏域健康づくり事業行動計画の推進に関すること。
- （5） 圏域市町村の健康増進計画策定の推進に関すること。
- （6） その他、推進連絡会の目的達成のため必要と認められる事項

（組織）

第3条 推進連絡会は、別表に掲げる関係機関・団体から推薦を受けた者（構成員）をもって組織する。

（事務局）

第4条 推進連絡会の事務局は、釧路総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課において行う。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、推進連絡会の運営に関し必要な事項は、推進連絡会が定める。

附則

この要領は、平成19年2月1日から施行する。（制定）

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。（一部改正）

附則

この要領は、平成24年4月18日から施行する。（一部改正）

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。（一部改正）

附則

この要領は、平成25年12月19日から施行する。（一部改正）

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。（一部改正）

附則

この要領は、平成30年6月25日から施行する。（一部改正）

(別表)

釧路圏地域保健・職域保健連携推進連絡会関係機関・団体

	関係機関・団体名
職域保健関係機関	釧路労働基準監督署
	釧路地域産業保健センター
	釧路商工会議所
	北海道商工会連合会釧根支所
	北海道厚生農業協同組合連合会 摩周厚生病院
	釧路市東部漁業協同組合
保健医療関係団体	釧路市医師会（兼釧路市医師会健診センター）
	北海道看護協会釧路支部
	北海道栄養士会釧根支部
	独立行政法人労働者健康安全機構 釧路労災病院
	北海道対がん協会釧路がん検診センター
地域保健関係機関	釧路市
	釧路町
	厚岸町
	浜中町
	標茶町
	弟子屈町
	鶴居村
	白糠町